

## 第2号議案

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部改正に係る臨時代理  
の承認について

次のとおり臨時に代理した滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部改正については、これを承認する。

令和4年4月19日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部改正について、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第4条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和4年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

---

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部改正について

格別の意見はない。

## 滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 主な改正の理由

民法(明治29年法律第89号)の一部改正により成年年齢が18歳に引き下げられることおよび個人根保証契約において保証人の責任を明確にするため極度額を設定することとされたことにより、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部を改正するとともに、その他所要の改正をしようとするものです。

### 2 改正概要

- (1) 校長がその年度において実施する教育課程について教育委員会に届け出る事項に「総合的な探究の時間」を加えます。(第6条関係)
- (2) 「保護者」を「保護者等」と改め、「保護者等」の定義を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他これに準ずる者」とします。(第10条、第11条、第13条、第14条、第15条、第39条、第40条関係)
- (3) 「保証人」について削除します。(第13条関係)
- (4) この規則は、令和4年4月1日から施行することとします。

(参考)

高等学校学習指導要領の改訂(平成30年告示)

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>第6条 校長は、学習指導要領および教育委員会の定める基準により、毎年教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 校長は、その年度において実施する教育課程について、次の各号に掲げる事項を毎年4月30日までに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 教科・科目、道徳、特別活動および総合的な学習の時間等の配当時間数</p> <p>(3) 省略</p> <p>3および4 省略</p> <p>第6条の2から第9条まで 省略 (教材、教具の選定)</p> <p>第10条 校長は、学校において教材または教具を選定するに当たっては、その教育的価値と保護者の経済的負担等を配慮しなければならない。</p> <p>(出願)</p> <p>第11条 中学校に入学を志願する者（以下「中学志願者」という。）</p>	<p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>第6条 校長は、学習指導要領および教育委員会の定める基準により、毎年教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 校長は、その年度において実施する教育課程について、次の各号に掲げる事項を毎年4月30日までに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 教科・科目、道徳、特別活動、<u>総合的な学習の時間および総合的な探究の時間</u>等の配当時間数</p> <p>(3) 省略</p> <p>3および4 省略</p> <p>第6条の2から第9条まで 省略 (教材、教具の選定)</p> <p>第10条 校長は、学校において教材または教具を選定するに当たっては、その教育的価値と<u>保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）</u>の経済的負担等を配慮しなければならない。</p> <p>(出願)</p> <p>第11条 中学校に入学を志願する者（以下「中学志願者」という。）</p>

は、その保護者（親権者または未成年後見人をいう。以下同じ。）が県内に居住するときは、その志願する中学校に出願することができる。

- 2 高等学校に入学を志願する者（以下「高校志願者」という。）は、その保護者が県内に居住するときは、その志願する高等学校に出願することができる。

### 3 省略

第11条の2 県外にその保護者が居住する中学志願者は、次のいずれかに該当する場合に限り、その志願する中学校に出願することができる。

- (1) その保護者が県内に居住することが明らかに予定される場合
- (2) 省略

- 2 前項の規定により中学校に出願しようとする者は、別記様式第3号による滋賀県立学校特別出願許可申請書に保護者および中学志願者の住民票記載事項証明書を添えて、教育委員会の定める日までに教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

第11条の3 県外にその保護者が居住する高校志願者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その志願する高等学校に出願することができる。

- (1) その保護者が県内に居住することが明らかに予定される場合
- (2)から(4)まで 省略

### 2 省略

は、その保護者等が県内に居住するときは、その志願する中学校に出願することができる。

- 2 高等学校に入学を志願する者（以下「高校志願者」という。）は、その保護者等が県内に居住するときは、その志願する高等学校に出願することができる。

### 3 省略

第11条の2 県外にその保護者等が居住する中学志願者は、次のいずれかに該当する場合に限り、その志願する中学校に出願することができる。

- (1) その保護者等が県内に居住することが明らかに予定される場合
- (2) 省略

- 2 前項の規定により中学校に出願しようとする者は、別記様式第3号による滋賀県立学校特別出願許可申請書に保護者等および中学志願者の住民票記載事項証明書を添えて、教育委員会の定める日までに教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

第11条の3 県外にその保護者等が居住する高校志願者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その志願する高等学校に出願することができる。

- (1) その保護者等が県内に居住することが明らかに予定される場合
- (2)から(4)まで 省略

### 2 省略

#### 第11条の4 省略

2 前項の規定により特別支援学校の幼稚部に出願しようとする者の保護者は、別記様式第4号による滋賀県立特別支援学校幼稚部特別出願許可申請書に保護者および特別支援学校幼稚部の志願者の住民票記載事項証明書を添えて、教育委員会の定める日までに教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

#### 3 省略

第11条の5 県外にその保護者が居住する高校志願者(第11条の3第2項の規定により準用される第11条の2第2項の許可を受けた者を除く。)であつて、滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則(昭和63年滋賀県教育委員会規則第5号)第2条の表の左欄に掲げる中学校に在籍する者は、第11条第2項および第11条の3の規定にかかわらず、同表のそれぞれ当該右欄に掲げる高等学校に出願することができる。

#### 第12条 省略

(保護者および保証人)

第13条 入学を許可された者は、保護者および保証人(入学を許可された者が、学齢児童生徒である場合にあつては、保護者)を、入学の日から10日以内に校長に届け出なければならない。

2 前項の保証人は、校長の定める地域内の居住者で独立の生計を営む成人でなければならない。

第14条 保護者および保証人は学校に対して、その生徒の身上に関する

#### 第11条の4 省略

2 前項の規定により特別支援学校の幼稚部に出願しようとする者の保護者等は、別記様式第4号による滋賀県立特別支援学校幼稚部特別出願許可申請書に保護者等および特別支援学校幼稚部の志願者の住民票記載事項証明書を添えて、教育委員会の定める日までに教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

#### 3 省略

第11条の5 県外にその保護者等が居住する高校志願者(第11条の3第2項の規定により準用される第11条の2第2項の許可を受けた者を除く。)であつて、滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則(昭和63年滋賀県教育委員会規則第5号)第2条の表の左欄に掲げる中学校に在籍する者は、第11条第2項および第11条の3の規定にかかわらず、同表のそれぞれ当該右欄に掲げる高等学校に出願することができる。

#### 第12条 省略

(保護者等の届出等)

第13条 入学を許可された者は、保護者等を、入学の日から10日以内に校長に届け出なければならない。

(削除)

第14条 保護者等は学校に対して、その生徒の身上に関する一切の責任を

一切の責任を引き受けなければならない。

第15条 生徒（学齢生徒を除く。）が、病気その他やむを得ない理由のため、3月以上出席することができないときは、その理由および期間を記した書類に保護者と連署の上医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

## 2 省略

第16条から第38条まで 省略

第39条 省略

2 入舎の許可を受けようとする者の保護者は、当該学校長の定めるところにより、次に掲げる次項を記載した申請書を当該学校長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 入舎希望者の保護者の住所、氏名および入舎希望者との続柄

(3)および(4) 省略

第40条 省略

## 2 省略

3 舎生が希望により退舎する場合は、当該舎生の保護者は、当該学校長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を当該学校長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 退舎希望者の保護者の住所、氏名および退舎希望者との続柄

(3)および(4) 省略

引き受けなければならない。

第15条 生徒（学齢生徒を除く。）が、病気その他やむを得ない理由のため、3月以上出席することができないときは、その理由および期間を記した書類に保護者等と連署の上医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

## 2 省略

第16条から第38条まで 省略

第39条 省略

2 入舎の許可を受けようとする者の保護者等は、当該学校長の定めるところにより、次に掲げる次項を記載した申請書を当該学校長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 入舎希望者の保護者等の住所、氏名および入舎希望者との続柄

(3)および(4) 省略

第40条 省略

## 2 省略

3 舎生が希望により退舎する場合は、当該舎生の保護者等は、当該学校長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を当該学校長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 退舎希望者の保護者等の住所、氏名および退舎希望者との続柄

(3)および(4) 省略

第41条から第44条まで 省略

付則 省略

別記様式第1号および別記様式第2号 省略

第41条から第44条まで 省略

付則 省略

別記様式第1号および別記様式第2号 省略

別記様式第3号

様式第3号（第11条の2、第11条の3、第11条の4関係）

遊賀県立学校特別出願許可申請書

◎

	年 月 日
(あて先) 遊賀県教育委員会	
本人の住所 氏 名	年 月 日生
保護者の住所 保護者氏名 本人との続柄	
保護者の住所 保護者氏名 本人との続柄	
わたくしは、下記のとおり遊賀県立学校に入学を志願していますから出願を許可されますよう関係書類を添え保護者と連署の上申請します。	
記	
1 在学(出身)学校	
2 出願先学校	遊賀県立 学校 (科)
3 志願の理由	
-----	
上記の は、本校 年 月	
卒業したことを	証明します。
卒業見込であることを	証明します。
年 月 日	
学 校 名	
校 長 名	印

注1 志願の理由は、勤務先および勤務(予定)年月日等、詳細に記入してください。  
 2 不必要な文字は、抹消してください。

別記様式第3号

様式第3号（第11条の2、第11条の3、第11条の4関係）

遊賀県立学校特別出願許可申請書

◎

	年 月 日
(あて先) 遊賀県教育委員会	
本人の住所 氏 名	年 月 日生
保護者等の住所 保護者等氏名 本人との続柄	
保護者等の住所 保護者等氏名 本人との続柄	
わたくしは、下記のとおり遊賀県立学校に入学を志願していますから出願を許可されますよう関係書類を添え保護者等と連署の上申請します。	
記	
1 在学(出身)学校	
2 出願先学校	遊賀県立 学校 (科)
3 志願の理由	
-----	
上記の は、本校 年 月	
卒業したことを	証明します。
卒業見込であることを	証明します。
年 月 日	
学 校 名	
校 長 名	印

注1 志願の理由は、勤務先および勤務(予定)年月日等、詳細に記入してください。  
 2 不必要な文字は、抹消してください。



別記様式第4号

様式第4号(第11条の4関係)

滋賀県立特別支援学校幼稚部特別出願許可申請書

特

年月日

(あて先)  
滋賀県教育委員会

本人の住所  
氏名  
年月日生

保護者の住所  
保護者氏名  
本人との続柄

保護者の住所  
保護者氏名  
本人との続柄

下記のとおり滋賀県立特別支援学校に入学を志願していますから出願を許可されますよう関係書類を添え申請します。

記

1 出願先学校 滋賀県立 学校 幼稚部

2 志願の理由

注 志願の理由は、勤務先および勤務(予定)年月日等、詳細に記入してください。

別記様式第4号

様式第4号(第11条の4関係)

滋賀県立特別支援学校幼稚部特別出願許可申請書

特

年月日

(あて先)  
滋賀県教育委員会

本人の住所  
氏名  
年月日生

保護者等の住所  
保護者等氏名  
本人との続柄

保護者等の住所  
保護者等氏名  
本人との続柄

下記のとおり滋賀県立特別支援学校に入学を志願していますから出願を許可されますよう関係書類を添え申請します。

記

1 出願先学校 滋賀県立 学校 幼稚部

2 志願の理由

注 志願の理由は、勤務先および勤務(予定)年月日等、詳細に記入してください。